

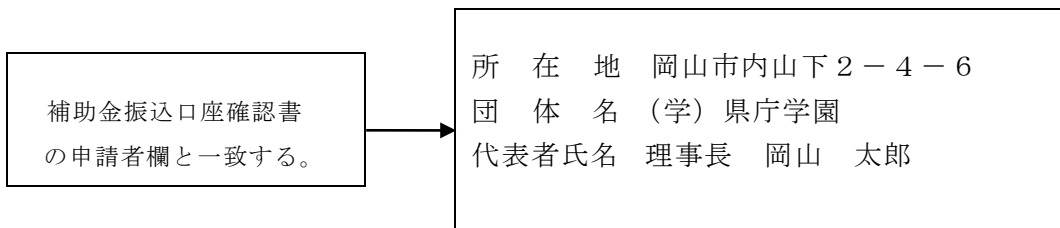
岡山県結核定期健康診断補助金 交付申請書記載マニュアル

保健医療部疾病感染症対策課感染症対策班
令和6年度一部改訂

様式第1号

県学第〇〇〇号
令和〇年〇〇月〇〇日

岡山県〇〇県民局長 〇〇〇〇 殿



令和 年度岡山県結核定期健康診断補助金の交付申請について

このことについて、次により補助金を交付されるよう岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により申請します。

記

-
- 別紙（様式1号関係）の（G）欄と一致
- 1 申請額 金 円
- 2 経費所要額調書 (別紙1のとおり)
- 3 結核定期健康診断事業実施計画書 (別紙2のとおり)

経費所要額調書

寄附・実費徴収等があった場合。 介護報酬の支払額は含まれない。		別紙2の「基準算定額」欄の「合計」欄と一致する。		別紙2の「支出予定額」欄の「合計」欄と一致する。		(C)(D)(E)のいずれか少ない額		(F)×2/3 一円未満は切り捨て		変更交付申請時以外は斜線を引くこと。		(単位：円)
総事業費 (A)	収入予定額 (B)	差引額 (A-B) (C)	基準算定額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	補助基本額 (F)	補助所要額 (F×2/3) (G)	既交付 決定額 (H)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (G-H) (I)	備考			

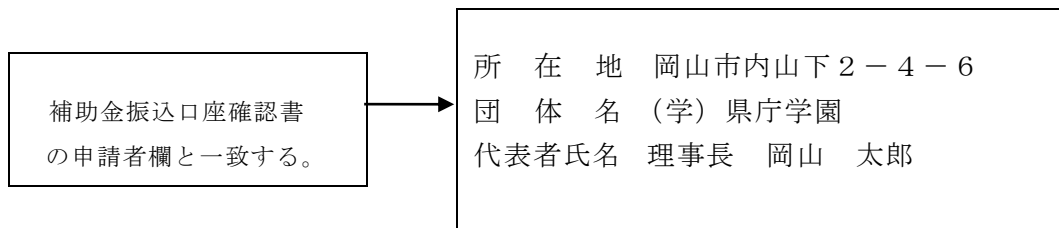
記入上の注意

- 1 「収入予定額」 (B) 欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
- 2 「補助基本額」 (F) 欄には、「差引額」(C) 欄と「基準算定額」(D) 欄と「対象経費支出予定額」(E) 欄のいずれか少ない額を計上すること。
- 3 「補助所要額」 (G) 欄に1円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
- 4 「既交付決定額」(H) 欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(I) 欄は、交付要綱の第5条による手続きのほかは斜線を引くこと。

様式第5号

県学第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県〇〇県民局長 〇〇〇〇 殿



令和 年度岡山県結核定期健康診断補助金の事業実績報告について

このことについて、次のとおり事業が完了したので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条の規定により申請します。

記

別紙（様式5号関係）の（G）欄と一致

- | | | | |
|---|-----------------|---|-----------|
| 1 | 精算額 | 金 | 円 |
| 2 | 経費精算書 | | （別紙1のとおり） |
| 3 | 結核定期健康診断事業実施明細書 | | （別紙2のとおり） |
| 4 | 結核定期健康診断歳出明細書 | | （別紙3のとおり） |

経 費 精 算 書

寄附・実費徴収等があった場合。 介護報酬の支払額は含まれない。		別紙2の「基準算定額」欄の「合計」欄と一致する。		別紙2の「支出済額」欄の「合計」欄と一致する。		(C)(D)(E)のいずれか少ない額		(F)×2/3 一円未満は切り捨て	
総事業費 (A)	収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	基準算定額 (D)	対象経費 実支出額 (E)	補助基本額 (F)	補助所要額 (F×2/3) (G)	補助交付 決定額 (H)	差引過△ 不足額 (H-G) (I)	備 考
(単位：円)									

記入上の注意

- 1 「収入予定額」 (B) 欄には、実費徴収額も含めて計上すること。
- 2 「補助基本額」 (F) 欄には、「差引額」 (C) 欄と「基準算定額」 (D) 欄と「対象経費実支出額」 (E) 欄のいずれか少ない額を計上すること。
- 3 「補助所要額」 (G) 欄に1円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

結核定期健康診断歳出明細書

	健 康 診 断		合 計
	間 接 撮 影 費	直 接 撮 影 費	
報 酬 内 訳			
職 員 手 当 (特 殊 勤 務 手 当) 内 訳			
賃 金 内 訳			
報 償 費 内 訳			
旅 費 内 訳			
需 用 費 (消 耗 品 費) 内 訳 (燃 料 費) 内 訳 (食 糧 費) 内 訳 (印 刷 製 本 費) 内 訳 (光 熱 水 費) 内 訳 (修 繕 料) 内 訳 (医 薬 材 料 費) 内 訳			
役 務 費 (通 信 運 搬 費) 内 訳 (広 告 料) 内 訳 (手 数 料) 内 訳 (損 害 保 険 料) 内 訳	支出内訳がわかるように記載すること 領収書等の添付書類をつけること		
委 託 料 内 訳			
使用料及び賃借料 内 訳			
工 事 請 負 費 内 訳			
備 品 購 入 費 内 訳			
公 課 費 内 訳			
計			←

別紙 1 の (E)、
別紙 2 の
「支出済額」欄の
「合計」欄と一致

- 備考 1 健康診断に要した経費について、該当する検診項目欄に節別に計上し、その内訳を記入すること。
2 共通経費については、まず合計欄に計上し、各該当する検診項目への按分は、当該経費について、適確な按分基準（賃金等であれば検診従事日数、検診人員等）により按分した額を計上すること。なお、共通経費の内訳は合計欄に記入すること。

●添付書類
事業に要した経費に相当する領収書類の写しを添付すること。領収書を徴収することができない場合は、銀行振込受託書等の写しを添付するものとする。また、領収金額に他の事業経費を含む場合は、領収又は請求等の内訳が判断可能な書類を領収書の写しとともに添付するものとする。）

【別 添】

注 意 事 項

1 「対象人員」の範囲について

- (1) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒にあつては、当該年度に入学する学生又は生徒の人員を記入すること。2年生以上は補助対象外となる。
- (2) 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設に收容されている者にあつては、收容されている者の年齢が65歳以上である人員を記入すること。なお、この場合、当該年度内に65歳に達する者を含むものであること。当該年度64歳以下の者は補助対象外となる。
- (3) 「施設に收容されている者」とは、行政措置又は契約によって施設に生活の本拠を有し、日常生活の大部分を長期間にわたり送っている者に限られ、単に通所している者や当該施設で提供されている他の福祉サービスを利用している者等は含まれない。
- (4) 医療管理下にある者は、対象外とする。

2 「受診人員」の範囲について

- (1) 医療機関にて健康診断を受診した人員を記入すること。

3 「事後措置」欄について

- (1) 「要精密検査対象者数」欄（イ）には、健康診断実施後、直接撮影等の精密検査（事後検査）を医療機関にて実施する必要がある者の数を記入すること。
- (2) 「精密検査受診者数」欄（ウ）には、（イ）の人員のうち、精密検査等の事後検査を受診した者の数を記入すること。
- (3) 「発見患者数」は、健康診断または精密検査を受診した結果、結核患者と診断された者の数を記入すること。